



平成 27 年 5 月 28 日
第五管区海上保安本部

「ストップ！海洋汚染」～市民に海の美しさを守る意識を

－ 6 月は海洋環境保全推進月間－

全国では約400件、五管内でも油の違法排出や漁業者による漁業の残りを海洋に不法投棄するといった海洋汚染が例年約40件発生。

6月は多くの一般市民に海の環境意識を高めてもらうよう海洋保全教室などを各地で開催するとともに、海での汚染を見つけた場合の海上保安庁への通報を呼びかけます。また、主たる原因者である漁業・海事関係者を対象とした重点的な指導を実施します。



平成20年 阪神港堺泉北区でのセメント船からの燃料油流出

1 海洋汚染の現状

昨年度の五管内での海洋汚染発生件数は42件で、このうち油類による汚染が38件、廃棄物による汚染は4件となっている。

油類による汚染のうち10件が人為的要因によるもので、燃料搭載時におけるバルブ操作のミスによるものなど注意不足に起因するものが8件、船底ビルジ処理の手間や処理経費を惜しみ直接海域に排出したものが2件である。

このほか、海難に伴う排出が9件、機器の破損等によるものが6件、排出源不明が13件である。

また、廃棄物による汚染は4件で、養殖業者が処理費用を惜しみ海域に漁業残渣を投棄したものである。

2 海洋環境保全推進月間中の活動項目

第五管区海上保安本部では、例年40件あまりの海洋汚染が発生している状況に鑑み、今年度は「**ストップ! 海洋汚染**」をスローガンとし、この6月は本部・部署において、集中的に環境保全活動を推進します。

(1) 一般市民等への啓発活動

多くの市民による監視の目を増やすこと、環境問題や海の汚染に関心を持ってもらうこと、そのために一般市民や児童（小学生、中学生）を対象とした海洋環境保全講習会や海洋環境保全教室を各地で開催します。

(2) 漁業・海事関係者を重点とした指導・啓発

イ 海洋汚染は船舶から排出される油によるものが多いこと

ロ 人為的要因によるものが多いこと

ハ 廃棄物の違法投棄も増えていること

から、例年以上に漁業や海事関係者の事務所への個別訪問、訪船等を重点的に行い、環境への悪影響や法を軽視した行動が厳しい制裁を伴うことを伝え、油類の流出防止の意識付けや廃棄物の不法投棄禁止にかかる指導・啓発活動を実施します。

(3) 汚染発見時の通報態勢の強化

巡視船のライトメール、ポスター、パネル、横断幕等を駆使して、海洋環境保全のための啓発活動を実施し、海洋汚染を発見した際は最寄りの海上保安部署等に通報してもらえる態勢を広く整えていきます。